

CSW63
Commission on
the Status of Women

Social Protection • Public Services • Infrastructure

11-22 March 2019

国連女性の地位委員会 ～CSW63に向けて～

2018年12月11日 JAWW勉強会
田中 由美子
城西国際大学招聘教授

1

国連女性の地位委員会
(Commission on the Status of Women: CSW)

- 国連経済社会理事会(ECOSOC)の機能委員会の一つ
- ECOSOC 決議11(I)において設置(E/RES/11(I) of 21 June 1946)
- 政治、経済、社会、市民、教育分野における女性の権利を促進するための提言と報告をまとめることが目的(ECOSOCに提出)。
- 国連加盟国、国連機関、ECOSOC協議資格のあるNGO等が参加。
- 優先テーマについて討議した結果は、合意結論(Agreed Conclusions)にまとめられる。(採択できることもある)
- 年次総会は、通常、3月半ばから10日間、NYの国連本部で開催(1980年代は、DAWがあったワードで開催)
- UN Womenが会議の事務局を務める(2010年以降)
- CSW64 / Beijing+25 (2020)

2

ジェンダーに関する世界会議・条約

- 1975年 第1回世界女性会議(メキシコシティ)
Equality, Development and Peace
- 1976～85年 国連女性の十年(UN Decade for Women)
- 1979年 女性差別撤廃条約(CEDAW)
- 1980年 第2回世界女性会議(コペンハーゲン)
- 1985年 第3回世界女性会議(ナイロビ)
ナイロビ将来戦略
- 1990年 国連2000年女性会議
- 1994年 世界人口開発会議(カイロ)
- 1995年 第4回世界女性会議(北京)
北京行動綱領(Beijing Platform for Action)
- 2000年 国連安保理決議 1325号: 女性、平和、安全保障
- 2010年 UN Women 発足
- 2015年 SDGs (-2030)

(2019年3月 東京でWAWとW20の同時開催
8月 横浜でTICADアフリカ開発会議:女性企業家支援シンポなど

3

第63回女性の地位委員会(CSW63)

- 会期: 2019年3月11日～22日
- 場所: 本会議は国連本部(ニューヨーク)、
国連機関、ECOSOC-NGOs
- 参加者: 政府代表団(193カ国)(閣僚も多数参加)。
- 日本代表団: 首席代表、日本代表、外務省、内閣府、厚労省、農水省、文科省(NWEC)、JICA、NGO、ユース代表等。
- サイドイベント、パラレルイベントも同時に開催される。場所は国連本部内、周辺など。世界中から5～7000人のNGOなどが参加予定。

4

CSW63 議長団(ビューローメンバー)(予定)

- 議長:**
H.E. Ms. Geraldine Byrne Nason (ジェラルドイン・バイン・ネイソン): アイルランド、西欧その他グループ
- 副議長:**
 - Ms. Koki Muli Grignon (コキ・ムリ・グリグノン): ケニア、アフリカグループ
 - Mr. Mauricio Carabali Baquero (マウリシオ・カラバリ・バケロ): コロンビア、中南米カリブグループ
 - Ms. Rena Tasuja(レナ・タスジャ): エストニア、東欧グループ
 - Mr. Mohammed S. Marzoog (モハメッド・マルズーク): イラン、アジア太平洋グループ(新、予定)

5

CSW63のテーマ

優先テーマ (Priority theme):
「ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセス」(仮訳)
Social protection systems, access to public services and sustainable infrastructure for gender equality and the empowerment of women and girls.

レビューテーマ (Review theme):
「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」(CSW60の優先テーマ)
Women's empowerment and the link to sustainable development (agreed conclusions of the sixtieth session).

6

7 Expert Group Meeting: EGM 専門家会合(優先テーマについての協議)

- 2018年9月13-15日、NYで、UN Womenにより開催された。世界中から15名の専門家が出席。
 - CSW63(2019)は、2020年の北京行動綱領25周年記念の1年前にあたる。同時にSDGs開始から3年目。
 - どのような社会保護システム、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセスが、ジェンダー平等と持続可能な開発を推進しているのか、改善できないギャップはどのようなものか、新たなチャレンジは何か、将来を見据えた勧告はなにか、などについて検討する。
 - この3課題は、全てのSDGs達成のための中心課題で、より多くの投資や資金が必要。我々の社会の改革には不可欠。
- Transform our world.

8 EGMの検討事項

1. 女性の生産・再生産労働に注目し、ジェンダー平等を達成するための社会保護システム(SP)、公共サービス(PS)、持続可能なインフラ(SI)の相乗効果(シナジー)はどのようなものか。
2. それを達成するためのジェンダーに基づく制約(時間と収入)、障害(資産の所有と労働市場)、リスク(暴力差別)どのように固有の文脈でSP/PS/SIを構築するのか。
3. 女性の人権の達成のためには、どのようにSP/PS/SIを構築するのか。
4. 政策間、セクター間連携
5. 北京行動綱領とジェンダー平等を進めるためのグローバルな誓約、およびSDGsのすべての達成を加速するための行動計画と勧告の策定

特に、ジェンダー平等の達成を阻害する多重的、インターフェンショナルな不平等(multiple and intersecting inequalities)について、およびインフォーマルセクターの女性に対する社会保護についても留意する。

7

8

9 SP/PS/SIIについての条項

CEDAW（第11条e）ではどう言っているのか？：

- 女性の平等な雇用を確保するために、社会保障の権利(退職、失業、病気、高齢、労働不可能な状態、有給休暇、等)を確保。

北京行動綱領ではどう言っているのか？

- 女性の貧困を解消するために、社会保障制度を、個々の男女に平等に構築するべき。
- 男女が平等に市場へアクセスできるインフラの整備。
- 住居インフラ、安全な飲料水、持続的で安価なエネルギー技術(風力、ソーラー、バイオマス、その他の代替可能なエネルギー)への女性の平等なアクセスの保障。

9

10 SP/PS/SIIについての条項

CSW53(2009)の成果文書ではどう言っているのか？

- 無償の家事労働の負担を軽減するために、適正な社会保護対策、質の良い、アクセス可能で安価な公的サービス、インフラへのアクセスの向上が必要。

CSW61(2017)では？ (z, s)

- 無償のケア労働および家事労働の不平等な負担(unequal share)を認識し、軽減、再分配するために、インフラ、技術、公共サービス(水と衛生、代替可能エネルギー、交通、ICT、および安価で質の高い子どものケアと施設)の提供が重要。
- ジェンダー視点に立った農村・都市開発計画とインフラ(持続可能で安全、アクセスできる、安価な公共交通、街灯、男女別で安全なトイレ)が、女性の多様な場所やモノ、経済的機会へのアクセスを向上させるために重要。

CSW62(2018)では？

- 特に農村の女性と女児にとってSP/PS/SIへ投資することの重要性を再確認。

10

11 SP/PS/SIIについての条項

アジェンダ2030(SDGs)ではどう言っているのか？

- SP/PS/SIIは、SDGsのすべての目標達成に重要。
- **ターゲット5.4:** 公共サービス、インフラ及び社会保護政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬のケア労働(育児・介護)と家事労働を認識・評価する。(Recognize and value unpaid care and domestic work through the provision of public services, infrastructure and social protection policies and the promotion of shared responsibility within the household and the family as nationally appropriate.)
- **ターゲット9.1** 全ての人々に安価で公平なアクセスを重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつレジリエントなインフラを開発する。(Develop quality, reliable, sustainable and resilient infrastructure, including regional and transborder infrastructure, to support economic development and human well-being, with a focus on affordable and equitable access for all.)
- **ターゲット10.4** 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。(Adopt policies, especially fiscal, wage and social protection policies, and progressively achieve greater equality.)

11

12 Multiple and intersecting forms of inequality (多重的、交差的な不平等)

- 女性と年齢(若い女性、10代の女性、高齢の女性)、女性と社会的状況(移民労働者の女性、障害のある女性、先住民の女性など)、多様な性的指向と性自認(SOGI)などにより、異なる不平等を経験している。
- 社会的属性: ジェンダー、人種、言語、能力、宗教、SOGI、国籍、民族など(irrespective of their gender, race, language, ability, religion, sexual orientation, national or ethnic origin)
- SP/PS/SIIについて、ジェンダー不平等の多重的な側面を考察することが重要。

12

13 EGM: 女性の社会的保護への平等なアクセス

- 生涯において、社会的保護や社会保障を受けることは基本的人権。それは、貧困、脆弱性、社会的排除を緩和・回避するために必要な一連の政策である。
- 普遍的な社会保護政策(universal social protection systems : USPs)は、食料、教育、雇用、災害レジリエンスなど、SDGsの目標達成に貢献する。また、貧困なシングル・マザーなどの状況改善を通じてジェンダー平等や貧困解消の推進にも貢献する。しかし、USPsは全世界人口の29%しかカバーしていないし、それは正規雇用されている者に有利である。女性は非正規でインフォーマル労働が多いので不利。
- 高齢女性の年金・貯金は少ない。EUでは、高齢女性の貧困率は男性より37%高い。女性の生涯所得は男性より低いので、年金も低い。
- 世界中で、41%の女性しか出産に対する補助を受けていない。
- CCTも実施されているが、多くは子供に付随した補助なので、女性(母親)や障害のある女性に対して不利に働くことが判明している(特にコンプライアンスが制裁を伴う場合など)。
- 普遍的な健康制度(Universal Health Coverage)ですら、性と生殖にかかる健康、家族計画、カウンセリング、避妊手段、人工妊娠中絶(合法化されている場合)などについて、除外していることがある。

13

14 EGM: 公共サービスとインフラへのアクセス

- 公共サービスとインフラへのアクセスは、女性の無償のケア・家事労働の削減・再配分と、収入の改善のために不可欠。
- 社会保護だけでは、女性の経済・社会的権利は守れない。女性の収入の不安定さ(income insecurity)を解消する必要がある。そのためには、無償のケア・家事労働の軽減と、労働市場へのアクセス、持続可能な生計のための改善が必要。
- 安価な託児所や高齢者の介護施設の充実は女性の雇用に必要であり、電気、交通、水と衛生の向上は、女性の教育や雇用の機会にも貢献する。安価で信頼できる交通は、女性の教育や健康サービス、マーケットや経済的機会の向上につながる。
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために、SP/PS/SIが総合的に、相乗効果を発揮するような方策を考案することが課題。

14

15 EGM: 具体的な課題の例

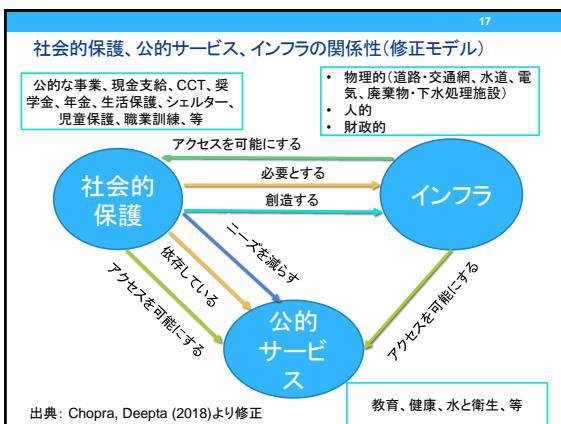
- インフラ整備と公共サービスの質の問題: サービス提供者の意識の問題があると、強制的な避妊になったり、出産時のハラスマントなどにつながる。また、DV被害者への適切な支援がなく逆に責めることもある。
- 公共交通は、男性の動きを基礎にデザインされることが多い、家事育児と仕事の両立をしようとしている女性には不便なことがある。混雑した車内で性的ハラスマントにあうこともある。
- 従来の交通システムにおける偏見をジェンダー・多様性の視点から見直す必要がある。
- 学校における不十分な衛生施設(トイレなど)は女子が教育を受けたり、良い成績を上げる機会を奪う可能性がある。
- 健康に害のある燃料や料理器具は、女性のみならず、子どもや家族全体にも健康被害を及ぼす。
- これらの改善のためには、先進国では民間部門の資金の調達、途上国ではODAからの支援がもっと必要である。

15

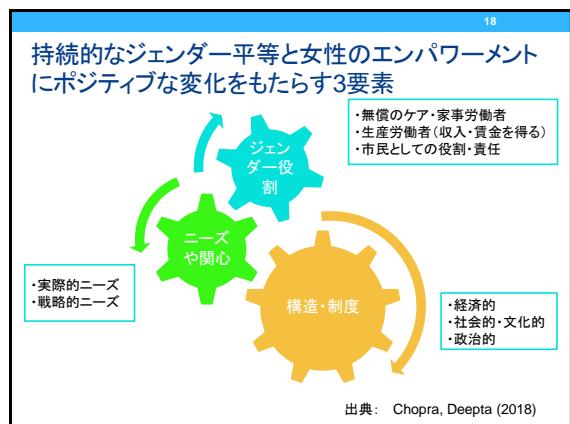
**16 EGM報告書 Chopra, Deepa (2018)
EGM/SPS/REPORT, November 2018**

- 社会保護、社会サービス、持続可能なインフラは、SDGsの目標5のみならず、目標3(健康と福祉)、目標4(教育)、目標1(貧困)、目標10(不平等の解消)、目標8(雇用)、目標13(気候変動)の達成にとって重要。
- 持続可能なジェンダー平等と女性のエンパワーメントのためには、女性の多重的役割(労働者、ケア・家事労働者であること)を認識し、そこから派生する多様なニーズに対応すること、女性が意思決定の場に参画すること、社会・経済・政治の仕組や制度が女性の視点に立って変革されることが、併せて必要。
- そのどこかが欠落すると、政策・施策・事業は期待したような成果を生まれないし、逆効果を乗じることもある。

16



17



18

19 ブラジルの社会的包摶事業(1) Chopra, Deepa (2018)

- ・ブラジル東北部の農村の貧しい女性を対象とした事業。サトウキビ農場で働いている女性のオフシーズンでの雇用創出を通じて、収入向上を図った。
- ・女性の希望により鋳造、鍛造、電気、タクシー運転などの研修を実施。これらの職種のほうが賃金が高く、女性は「男性の分野」に参入したかった。政府の研修所では新たな研修プログラムを開発し、定期化した。
- ・3か月間の研修では、フェミニストの教員が市民の権利について講習した(奴隸の歴史、女性・先住民・黒人の闘争、ジェンダー固定概念、憲法のもとの人権など)。それにより受講生は、ジェンダーに基づく権力構造、女性の人権への障害などについて批判的に考えることが可能になった。A sense of personal transformationにもつながった。

19

20 ブラジルの社会的包摶事業(2)

- ・研修では、日当、食事、交通手段も提供された。さらに、託児サービスも提供されたので、女性は参加し続けることができた。
- ・この事業は、変革的だ(transformative)と高く評価された。女性が権利と選択について市民としての自覚を高め、新たな職種に参入し、コミュニティーの意思決定の場にも参加するようになった。また、ジェンダー規範や行動範囲を広げるために、地域の女性組織との連携も強化された。
- ・この事業は、女性を道具として使うのではなく、社会政策を世帯に浸透させることに成功した。女性の直接的なニーズに対応すると同時に、女性の権利を阻むような制約を排除した。
- ・これはセーフティネット事業であるが、特にインフラと託児サービスをあわせて、雇用創出につなげた点が成功に結び付いた。単なるセーフティネットや雇用創出事業では、成功しない。

20

21 ブラジルの社会的包摶事業(3)

成功の要因は以下の3つ:

1. 事業実施にあたり、女性の複数の役割(ワーカー、ケア労働者、市民)、およびニーズ(子育て、安全な交通手段、雇用につながる研修)を認識した。これらを、公共サービスとインフラの提供につなげた。
2. 雇用研修に関して、女性が自分たちのニーズについて表明し、自分たちの关心や優先事項に基づいて内容を決定した。
3. 社会的規範や労働市場での差別など、女性が直面している構造的な課題に、事業が対応しようとした。

21

22 ペルーで実施されたCCT事業(1) Chopra, Deepa (2018)

- ・最貧層の教育、健康と栄養、生活の質の向上、人間資本の向上を目指したCCT事業。健康と教育の改善があれば現金支給が行われる。インフラと、公共サービスと社会的保護が連携した事業の事例。Juntosと呼ばれる事業で2005年開始。
- ・CCTは女性の母親役割の固定化につながっているとして、中南米で批判してきた。交通手段がないにもかかわらず、母親は子どもをクリニックや学校に連れて行かないといけない。妊娠婦も長時間、徒歩で授産所に行く。子どもも、トイレや教科書がなく、教員がいなくても、学校に通わないといけなかった
- ・インフラの未整備(道路、飲料水、ガスなど)で母親の労働負荷。女子が家事手伝いをすることになり、学校に行けなくなる。
- ・CCTの進捗を地方行政官がモニタリングすることになっていたが、ほとんど農村に行かない。「母親リーダー」として、その仕事も女性が無償でやらされた。

22

23 ペルーで実施されたCCT事業(2)

成果が出ない要因

- ・女性の多重的な役割が認識されていなかった(ワーカーでもありケア・家事労働者でもあること)
- ・市民として意思決定の場に参加しなかった。
- ・女性のニーズではなく、政策者のニーズに基づいていた。
- ・公共サービスを通じて女性への現金支給を試みたが、インフラ(資金的、人的、物理的)の欠如により、女性が条件を満たせなかつた。
- ・事業は、世帯、地域、市場、国家における力関係の変革をしようとしなかった。

結果として事業は失敗し、ジェンダー平等も女性のエンパワーメントも達成しなかった。さらに悪いことに、女性はずっと政府が約束を果たしてくれることを待ち望んでいる。いつか都市部の女性と同じような教員、医師、水、仕事、衛生を国家が持ってきてくれることを。

23

24 参考：国内での準備・報告 CSW62(2018)

【2018年の場合】

- ・2月12日： 成果文書 Zero Draftのコメント提出
(NGO⇒田中⇒外務省)
- ・2月21日： 内閣府「聞く会」(於:日本学術会議)
- ・3月2日午前： CSW62の日本代表団の打合(於:外務省)
- ・3月2日午後： NGO事前勉強会 (於:JIU #1320)
- ・3月12日～23日： CSW62会期(NY国連本部)
- ・5月15日： JICA 報告会
- ・5月22日： JAWW 報告会 (於:JIU #1320)
- ・6月16日： 國際女性の地位委員会 報告会
- ・7月10日： 内閣府「聞く会」 報告会

24